

社会福祉法人札幌みどり福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌みどり福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

(1) 常勤である理事長は、六施設統括責任者として別表1(2)に定める報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等は、当該会議に出席した都度、別表1(3)に定める報酬を支給する。

第3条 当法人の業務による会議や研修の参加のための旅費については、職員旅費規程に準じて支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

別表 1

(1) 理事長の報酬

報酬月額	7,560,000 円	630,000 円 × 12 か月
6 月賞与	1,200,000 円	
12 月賞与	1,300,000 円	
寒冷地手当	90,000 円	
合 計	10,150,000 円	

会議への出席	日額 11,137 円
--------	-------------

(2) 非常勤役員等の報酬

評議員	会議への出席	日額 11,137 円
理事	会議への出席	日額 11,137 円
監事	会議への出席	日額 11,137 円
評議員選任・解任委員	会議への出席	日額 11,137 円